

公園等施設補修業務に係る公募型見積合せを実施しますので、下記のとおり公告します。

令和2年6月8日

吹田市長 後藤 圭二

記

公募型見積り合せ実施要領

- 1 業務名称 公園等施設補修業務
- 2 業務場所 吹田市内一円
- 3 期 間 令和2年7月8日～令和3年3月31日
- 4 契約方法 単価契約
- 5 業務種類 土木一式工事または造園工事
- 6 業務概要 排水施設補修工一式
給水施設補修工一式
公園等施設補修工 一式
※本案件は、複数の受注者により契約期間内で当番を組む当番制である。なお、当番期間は、決定事業者数によって調整するものとする。
- 7 契約保証金 各発注段階時に、契約単価金額に業務指示数量を乗じて得た合計額に消費税相当額を加算した額の10%以上。
- 8 契約不適合期間 2年
- 9 主な保険等 以下に掲げる全て。
 - (1) 労働者災害補償保険
 - (2) 第三者に対する損害賠償保険
(1事故対人1名につき、3,000万円以上、かつ総額2億円以上)
- 10 参加資格 以下に掲げる要件を全て満足する者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 市内事業者（本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に市内本店で登載されている者）であり、参加希望工事種類が土木一式工事又は造園工事であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者（本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者）として登載後、1年を超えている者であること。
 - (3) 本市の令和元年度の競争入札参加有資格者等級格付けにおいて、土木一式でC等級以上の認定を受けていること。
 - (4) 本案件と同一の業種について、建設業許可を有すること。

- (5) 建設業法第26条の規定による必要な技術者を現場に配置できること。ただし、公募型見積り合せ参加申請日（以下「申請日」という。）において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- (6) 現場代理人を常駐で現場に配置できること。ただし、申請日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- (7) 本案件と同一の業種の実績を有する者であること（完成・引渡しが平成20年度から入札参加資格確認申請日までに完了していること。）。

本市発注工事で、「総務部契約検査室が検査した工事（契約金額が20,000,000円以上の工事（以下、「契約検査室対象工事」という。）」又は「同時又は先行する契約検査室対象工事と施工場所及び施工期間が重複している契約金額10,000,000円以上の工事」を2件以上、元請として施工した実績を有する者であること。

※実績については、「見積り合せ参加資格確認申請に係る添付資料」（以下「参加資格確認申請に係る添付資料」という。）の実績欄に、前記に該当する施工実績を必ず記入すること。記入が無い場合はその申請は無効とするため、見積り合せに参加することはできない。

- (8) 吹田市の排水設備指定工事店の指定を受けていること。
- (9) 緊急時に対応できるよう、重機及び技術者等について、下記項目全てを満たすことが書類で証明できること。

ア バックホウ（バケット容量平積0.06m³以上）1台以上及びダンプトラック（積載重量2t以上）1台以上を保有していること。ただし、6ヶ月以上の長期賃貸借（リース又はレンタル）による保有でもよい。

イ アの重機の運転資格者を有し、かつ重機の保管場所を本市内、又は市外においては吹田市の重心付近である吹田市立佐井寺小学校（吹田市佐井寺3丁目3番地先）を中心とする半径10kmの円内に、自社所有地又は借地（重機のリース会社等の敷地は認めない。）により保有していること。

ウ 営業所の専任の技術者とは別に、申請日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1上覧に掲げる「土木一式工事」に関する同法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）が1名以上在籍していること。

エ 申請日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある2名以上の常用労働者が在籍していること。ただし、ウの技術者として申請した者を除く。

- (10) 公告の日から見積書受付期間の最終日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 公告の日から見積書受付期間の最終日までの間、吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けてい

- ないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (12) 事業協同組合にあっては、組合員のすべてが、前記(10)、(11)に該当する者であること。
- (13) 本実施要領に定める業種について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- (14) 建設業法施行規則第18条の2に違反していないこと。
- (15) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

11 公募型見積り合せ参加手続き

- (1) 本見積り合せの参加希望者は、下記アからサの書類をホームページからダウンロードして必要事項を記載し、提出すること。なお、期限までに提出しない者は、本見積り合せに参加することはできない。

提出書類：

- ア 「令和2年度公園等施設補修業務に係る公募型見積り合せ参加申請書(様式1号)」(写しについても1部提出すること。なお、写しについては受付印押印後、返却する。)
- イ 重機保有及び資材状況調書(様式2号その1)及び証明書類
- ウ 重機保有状況調書(様式2号その2)及び証明書類
- エ 重機保有状況調書(様式2号その3)及び証明書類
- オ 技術者名簿・経歴書(様式3号)及び証明書類
- カ 常用労働者名簿(様式4号)及び証明書類
- キ 参加資格確認申請に係る添付資料
- ク 10(7)の施工実績確認資料及び証明書類(契約書・仕様書・設計図書・CORINS工事カルテの写し等)
- ケ 配置予定技術者等調書(実務経験による主任技術者を配置する場合は、技術者経歴書も提出すること。)
- コ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的(入札参加資格確認申請日において3ヶ月以上の雇用関係)に雇用していることが確認可能なもの
- サ 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書
- (2) 公募型見積り合せ心得書については、本市ホームページで確認すること。
- (3) 提出期間、提出場所及び提出方法
- 提出期間 令和2年6月9日(火)から令和2年6月17日(水)
(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
- 提出先 土木部総務交通室(吹田市南千里庁舎4階)
- 提出方法 見積り合せ参加希望者の持参により提出。郵送又は電送等によるものは受け付けない。
- (4) 提出された添付資料については、返却しない。

12 公募型見積り合せ参加資格確認審査及び結果の通知

参加資格の確認の結果、参加資格が「有」の者には、電話にて連絡する。
連絡日時 令和2年6月19日（金）午前9時から正午まで

13 仕様書等の交付

連絡があった者は、同日開催する説明会にて仕様書等を交付する。

説明会日時 令和2年6月19日（金）午後3時

場所 吹田市南千里庁舎3階会議室

※申請受付期間内に申請がない者又は参加資格確認の結果、参加資格が「無」と認められた者は見積り合せに参加することができない。

14 見積り合せの延期又は中止

特別な事情がある場合には、見積り合せを延期又は中止することがある。

15 質疑応答

(1) 仕様書等に関し質疑がある場合については、本市ホームページから質疑書を様式ダウンロードし電子メールにより提出すること。なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又は PDF とし、送信の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。また、質疑には商号又は名称を特定する記載及び見積金額に関する記載は行わないこと。

(2) [メールアドレス doukan-soumu@city.suita.osaka.jp](mailto:doukan-soumu@city.suita.osaka.jp)

(3) 質疑受付締切日時 令和2年6月23日（火）午後5時

(4) 質疑があった場合、その回答については、本市ホームページに掲載する。

(5) 回答掲載開始日 令和2年6月25日（木）午後3時から。

16 見積書の提出期間、場所及び提出方法

(1) 提出期間 令和2年6月22日（月）から令和2年6月29日（月）
（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(2) 提出場所 吹田市南千里庁舎4階 土木部総務交通室

(3) 提出方法 見積り合せ参加希望者の持参により提出。郵送又は電送等によるものは、受け付けない。

17 見積り合せの辞退

(1) 見積り合せを辞退する場合は、見積書受付期間中にいつでも辞退することができる。ただし、見積書の提出後は、辞退することができない。

(2) 見積り合せを辞退する場合は、見積り合せ辞退届を、持参により、土木部総務交通室に提出するものとする。

(3) 辞退届の提出後は、当該辞退届を撤回することはできない。

(4) 見積り合せを辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

18 決定方法

有効な見積書を提出した者のうち、最低の価格（予定価格以下最低制限価格以上）を参考に、本市が交渉する単価を決定する。決定した単価を有効な見積書を提出した者全ての者に提示し、その単価で契約締結を希望する全ての者と、契約を締結する。

業務発注時の金額については、契約単価に発注時の指示数量を乗じて得た金額（当該

金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の合計金額に、当該合計金額の100分の10に相当する金額(消費税及び地方消費税相当額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

結果通知日及び通知方法 令和2年7月1日(水)午前11時00分までに電話にて連絡する。

交渉日時及び場所 令和2年7月2日(木)午前10時
吹田市南千里庁舎3階会議室

19 見積の無効

次の(1)から(16)に該当する見積りは無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者が行った見積又は虚偽の申請を行った者がした見積
- (2) 見積に関する諸条件に違反した見積
- (3) 参加資格確認に必要な添付資料を提出しない者がした見積
- (4) 指定された方法及び書式で提出されない見積
- (5) 記名、押印を欠く見積(朱肉を使用しない押印を含む。)
- (6) 金額を訂正した見積、又は金額の記載が不明瞭な見積(容易に消去できる文具で記載された見積を含む。原則として、黒のインク又はボールペンとする。)
- (7) 誤字、脱字などにより意思表示が明確でない見積
- (8) 所定の日時を過ぎて提出された見積、所定の場所に提出しない見積
- (9) 一の見積に対して2通以上の見積書を提出した見積
- (10) 見積者が他の見積者の代理人を兼ねてした見積
- (11) 公正な価格を害し、もしくは不正な利益を得るため連合したと認められる者による見積
- (12) 同一見積り合せに参加する複数の者の関係(共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。)が、次のいずれかに該当する者が行った見積。ただし、見積書を提出するまでに、該当する者の1者を除く全てが見積を辞退した場合には、残る1者の見積りは有効とする。

ア 子会社等と親会社等(会社法及び会社法施行規則の規定による子会社等及び親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ウ 一方の会社等の役員(持株会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下、単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

オ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

- (13) 同一見積り合せに参加する事業協同組合とその組合員又は同一の組合員が重複して加入している事業協同組合同士が行った見積
- (14) 参加資格確認審査により参加資格を確認された者であっても、その後、契約の相手方の決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者がした見積
- (15) 参加資格確認審査により参加資格を確認された者であっても、その後、契約の相手方の決定の日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当した者がした見積
- (16) その他公募型見積り合せに関する条件に違反した見積

20 契約の締結等 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。

21 決定の取消し

- (1) 市は、契約の相手方の決定日から契約の確定日までの間に決定者が次のいずれかに該当した時は、当該契約の相手方としての決定を取り消すことができる。
 - ア 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
 - イ 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けたとき
 - ウ 建設業法施行規則第18条の2に違反したとき
 - エ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
 - オ 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
 - カ 配置予定技術者等に関する調書の提出を求められた場合に、その調書を提出しないとき
 - キ 正当な理由がなく、見積り合せ心得書第11条に定める期間内に契約を締結しないとき
- (2) (1)により契約の相手方としての決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わないものとする。

22 その他

- (1) 見積り合せ参加者は、本要領、本市財務規則等を承認のうえ参加すること。
- (2) 公募型見積り合せに参加するために必要な書式は、市のホームページからダウンロードすること。

23 問い合わせ先

吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市土木部総務交通室（吹田市南千里庁舎4階）

電話（直通）06-6872-1651